

日英包括的経済連携協定(日英EPA)



アイルラン

〈経緯〉

効

フランス

2019年2月1日:日EU·EPA発

2020年1月31日:英国のEU離脱

6月9日: 交渉開始

9月11日:大筋合意

10月23日:署名 12月4日:国会承認

2021年1月1日:発効

外務省

概要

- ▶EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定。
- ▶ 日EU・EPAにおける英国市場へのアクセスを維持。鉄道車両・自動車部品等一部品目で英 国市場へのアクセスを改善。日本市場へのアクセスについて、基本的に日EU・EPAの内容 を維持。
- ▶ 電子商取引、金融サービス等の一部分野では、より先進的かつハイレベルなルールを規定。

## 意 義

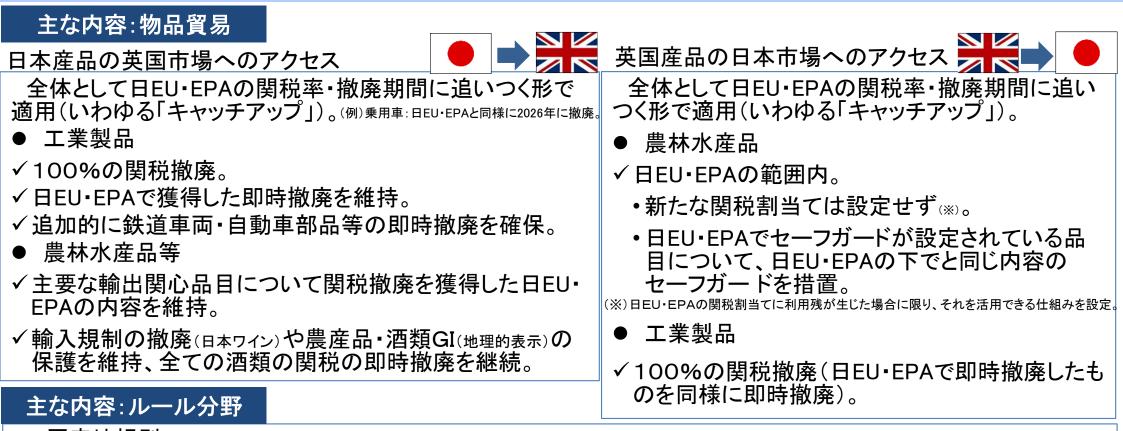
▶本協定の締結により、日EU・EPAの下で日本が得ていた利益を継続し、日系企業のビジ ネスの継続性を確保。高い水準の規律の下で、日英間の貿易・投資の更なる促進につな がる。

## 発効後の進捗

▶2021年1月に発効後、新型コロナの影響はありつつも、大部分の物品の貿易は拡大傾向。 ▶保護の対象となる地理的表示(GI)について追加のための附属書改正を実施(2024年2月に日本側で38件、 英側で37件、同12月に双方39件追加)。現在、全体で214件の地理的表示(GI)を保護。 ▶2024年7月、女性の経済的エンパワメントを促進する取組として、英国政府主催女性経営者セミナーを実施。 ▶2022年2月、本協定の下で第一回合同委員会(共同議長:林外務大臣、トレビリアン国際貿易大臣)を開催。2 023年10月、同第二回合同委員会(共同議長:上川外務大臣、ベイデノック・ビジネス貿易大臣)を開催。 管省庁が国際貿易省からビジネス貿易省に改組されたことにより、英側の大臣の役職名が変更) ▶13分野の専門委員会・作業部会を事務レベルで着実に実施。 (注:合同委員会の下に設置され、次の分野について基本的に年一回行われる。専門委員会:(1)物品の貿易(2)原産地規則及び税関(3)衛生植物検疫措置(4)貿易の技術的障害(5)サービスの貿易、 . 投資の自由化及び電子商取引(6)政府調達(7)知的財産(8)貿易及び持続可能な開発(9)規制に関する協力 作業部会:(1)ぶどう酒(2)自動車及び部品(3)農業分野における協力(4)貿易及び女性

の経済的エンパワーメント)

## 主な内容 ~日EU・EPAの成果を踏まえつつ、先進的なルールも新設~



- 原産地規則
- ✓ EU原産材料・生産を本協定上の原産材料・生産とみなすことを規定。
- ✓ 工作機械、繊維、自動車部品等の一部については品目別規則を日EU・EPAよりも緩和。
- 電子商取引・金融サービス
- ✓ 情報の越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、暗号情報の開示要求禁止等を規定。ソースコード開示要求の禁止の対象にアルゴリズムを追加。
- ✓ 金融サービスにおけるコンピュータ関連設備の設置要求の禁止を規定。
- 競争政策
- ✓ 日EU・EPAの内容を維持しつつ、消費者保護に係る規定を追加。
- ジェンダー(貿易及び女性の経済的エンパワーメント)
- ✓ 女性による国内経済及び世界経済への衡平な参加の機会の増大の重要性を認めること等を規定。